

平戸市農業委員会第9回総会議事録

■開催日時：令和2年12月25日（金）9時30分～11時00分

■開催場所：平戸市未来創造館ホール

■農業委員：19人中18人出席 欠席委員：10番

※委員名簿は議事録末に添付

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 林事務局長 橋口総務農地班長 山本主任主事 大石主任主事

■関係課 村瀬農林課主任主事

■書記の職氏名 職氏名：林事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第51号 非農地通知申出について

議案第52号 第9回農用地利用集積計画（案）について

議案第53号 第5回農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議案第54号 勧告対象候補農地の判断について

報告第25号 使用貸借解約通知書について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p>■日程1 開会宣言</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和2年度平戸市農業委員会第9回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、丸田会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>委員の皆様、おはようございます。本日は第9回総会を開催したところご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>今年も年末を迎え、1年を振り返りますと、7・8月の豪雨、9・10月の台風、またはコロナ感染拡大と大変な被害となっています。コロナについては、昨日は県内35名が感染と最高的人数となっています。幸い平戸・松浦には感染者は出ていませんが、県北佐世保、江迎中央病院にも感染者が出ております。皆さんも十分注意をして感染防止に努めてください。</p> <p>本日は、議案が7件、報告が1件となっております。最後までご審議いただけるようお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。本日、10番委員から欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして丸田会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>■日程第3 議事録署名人及び書記の指名</p> <p>それでは日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>「異議なし。」と認めます。</p> <p>それでは、議事録署名委員に2番、3番委員、書記に事務局長を指名いたします。以上で日程第3を終わります。</p>
会長	<p>■日程第4 会務報告</p> <p>次に日程第4、12月の会務報告及び1月の会務予定について事務局が報告いたします。</p>

事務局	<p>それでは 12 月の主な会務報告をいたします。(12 月会務報告を報告)</p> <p>次に 1 月の行事予定を申し上げます。(1 月会務予定を報告)</p> <p>以上で会務報告を終わります。</p>
会長	<p>それでは次回、1 月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を 1 月 27 日(水曜日)午前 9 時 30 分とし、場所は、平戸市役所において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議がありませんので、次回の総会日程を 1 月 27 日(水曜日)午前 9 時 30 分とし、場所は、平戸市役所において行うことといたします。</p> <p>次に日程 5. 議事にはいります。</p> <p>■ 日程第 5 議事</p> <p>《議案 48 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》</p> <p>それでは、「議案第 48 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について、議事参与の関係がありますので、議事参与以外の分から説明をお願いします。</p> <p>議案中、9 番を除いた分について事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 2 - 1 ページをお願いします</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>譲渡人、譲受人については記載のとおり。</p> <p>申請農地ですが、前津吉町字二ノ坪、地目は田で、地積 2,618 m²、外 2 筆、計 2,844.61 m²、自作で、譲受人の現在の耕作面積、15,083 m²、所有権移転した後の面積 17,927.61 m²になり、津吉地区の下限面積 30 アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転を売買で行ないます。</p> <p>つづきまして、整理番号 2 番</p> <p>譲渡人、譲受人については記載のとおり。</p> <p>申請農地ですが、猪渡谷町字西ノ門、地目は畑で、地積 877 m²、外 1 筆、計 1,377 m²、自作で、譲受人の現在の耕作面積、8,732 m²、所有権移転した後の面積 10,109 m²になり、地区の下限面積 40 アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転を売買で行ないます。</p> <p>つづきまして、整理番号 3 番</p> <p>譲渡人、譲受人については記載のとおり。</p> <p>申請農地ですが、小田町字登立、地目は田で、地積 218 m²、外 5</p>

事務局

筆、計 2,371 m²、自作で、譲受人の現在の耕作面積、9,674 m²、所有権移転した後の面積 12,045 m²になり、地区の下限面積 50 アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転を贈与で行ないます。

つづきまして、整理番号 4 番

譲渡人、譲受人については記載のとおり。

申請農地ですが、生月町壱部字志保良、地目は畑で、地積 604 m²、外 2 筆、計 2,557 m²、自作で、譲受人の現在の耕作面積、5,762 m²、所有権移転した後の面積 8,319 m²になり、生月地区の下限面積 30 アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転を贈与で行ないます。

つづきまして、整理番号 5 番

譲渡人、譲受人については記載のとおり。

申請農地ですが、生月町南免字人喰、地目は田で、地積 922 m²、自作で、譲受人の現在の耕作面積、8,245 m²、所有権移転した後の面積 9,167 m²になり、生月地区の下限面積 30 アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転を売買で行ないます。

つづきまして、整理番号 6 番

譲渡人、譲受人については記載のとおり。

申請農地ですが、生月町南免字人喰、地目は田で、地積 1,258 m²、外 1 筆、計 2,439 m²、自作で、譲受人の現在の耕作面積、8,245 m²、所有権移転した後の面積 10,684 m²になり、生月地区の下限面積 30 アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転を売買で行ないます。

つづきまして、整理番号 7 番

譲渡人、譲受人については記載のとおり。

申請農地ですが、生月町御崎字水島、地目は畑で、地積 2,824.2215 m²、外 4 筆、計 9,206.705 m²、自作で、譲受人の現在の耕作面積、0 m²、賃貸借権の設定をした後の面積 9,206 m²になり、生月地区の下限面積 30 アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため賃貸借権の設定を行ないます。

つづきまして、整理番号 8 番

譲渡人、譲受人については記載のとおり。

申請農地ですが、生月町御崎字水島、地目は畑で、地積 2,825 m²、外 4 筆、計 9,209 m²、自作で、譲受人の現在の耕作面積、0 m²、賃貸借権の設定をした後の面積 9,209 m²になり、生月地区の下限面積 30 アールをクリアしています。事由としては、営農型太陽光発電施設建設に伴い、区分地上権の設定を行ないます。

ここで、整理番号 7 番及び 8 番について補足いたします。この案件は、この後、審議いただきます議案第 50 号整理番号 2 番の農地法第 5 条の転用案件と関連があります。今回、農地法第 3 条の規定による許可申請において、農地の賃貸借権の許可と農地の上空を使用するために区分地上権の許可の申請がなされております。

営農型太陽光発電設備を建設する場合、ソーラーパネルなどの下の農地を耕作することが営農型太陽光発電施設の転用許可条件となる

	<p>ため、農地法第3条若しくは農業経営基盤強化促進法により賃貸借権の設定を行なう必要があります。賃借権の設定をする上で、パネルなどを支える支柱部分は農地として利用できないことから、支柱部分を除いた農地について賃貸借権を設定することになります。</p> <p>また、日照権や作付け作物によっては背丈が高くなる作物もありますので、下部の農地とは権利を区分するために区分地上権の設定を行なう必要があります。区分地上権の設定をする上で、下部の農地で耕作に必要な地上高を確保した上でその地上高より高い位置から上について区分地上権を設定することになります。今回の申請においては、平成30年5月15日付け、農村振興局長より「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」の中で定められております、農作物の栽培において効率的な農業機械等の利用が可能な高さ、若しくは農業機械による作業を必要としない場合であっても農業者が立った状態で農作業を行なうことのできる高さとして、最低地上高おおむね2メートル以上を確保していることとされているため、農作業に必要な高さを地上2m以上とし区分地上権として設定しております。</p> <p>いずれも、許可については農地法第5条の許可日から10年間の賃貸借権及び区分地上権の設定となります。なお、作付け予定の作物は「ブルーベリー」及び「きくらげ」の栽培を行ないます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」</p> <p>それでは、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第48号中、9番を除いた分について、原案のとおり許可することでご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第48号中、9番を除いた分について原案のとおり許可することによって決定することによって決定いたします。</p> <p>次に同議案中、9番を議題とします。</p> <p>この案件につきましては、総会会議規則第19条「議事参与の制限」規定に基づき、農業委員「1番 蜜山 隆満」委員の退席を求めます。</p> <p>「蜜山委員退席」</p> <p>それでは、同議案中、9番について、事務局の提案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 2-3ページをお願いします</p>

	<p>整理番号 9 番 譲渡人、譲受人については記載のとおり。 申請農地ですが、生月町里免字松本、地目は田で、地積 1,226 m²、自作で、譲受人の現在の耕作面積、57,131 m²、所有権移転した後の面積 58,357 m²になり、生月地区の下限面積 30 アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転を売買で行ないます。 以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 発言のある方は挙手をお願いします。 「質疑なし」</p> <p>それでは質疑を終結し採決に入ります。 議案第 48 号中、9 番について原案のとおり許可することでみなさんご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 48 号中 9 番について原案のとおり許可することで決定いたします。 それでは、「1 番 蜜山委員」の入場を求めます。 「蜜山委員」 入場</p> <p>《議案 49 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について》 次に、「議案第 49 号 農地法第 4 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 3-1 ページをお願いします。 整理番号 1 番 申請者については、記載のとおり、申請農地ですが、田平町下亀免字大津方、地目は畑で、304 m²、用途は一般個人住宅用地、農地種別は第 2 種、事由としましては、一般住宅建設のため。 被害防除計画ですが、雨水については自然流下及び水路放流。また、周囲に農地はありますが、日照、通風による周辺農地への影響はないものと思われまふ。備考欄に記載しておりますが、農振農用地の除外手続きについては、令和 2 年 9 月 23 日に完了しております。併せて、令和 2 年 12 月 17 日付け 2 農地活第 1550 号において追認許可相当の判断がなされております。 以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>

<p>会長</p>	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 49 号について、原案のとおり許可することで、みなさんご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 49 号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、議案第 50 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 4－1 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>譲渡人、譲受人については、記載のとおり、申請農地ですが、岩の上町字東中山、地目は畑で、41 m²、用途は進入路用地、農地種別は第 3 種、事由としましては、自宅への進入路が狭く拡張し、進入路としての利用のため、契約については所有権移転を売買で行ないます。</p> <p>被害防除計画ですが、雨水については自然流下及び水路放流。また、周囲に農地はありますが、日照、通風による周辺農地への影響はないものと思われま。</p> <p>つづきまして、整理番号 2 番</p> <p>譲渡人、譲受人については、記載のとおり、申請農地ですが、生月町御崎字水島、地目は畑で、2,825 m²の内、転用面積 0.7785 m²、他 4 筆、計 9,209 m²の内、転用面積 2.295 m²、用途は営農型太陽光発電施設用地、農地種別は農振農用地になります。</p> <p>事由としましては、営農型太陽光発電施設建設のため、契約については賃貸借で行ないます。備考に記載しておりますが、この案件は一時転用案件であり、許可の日から 10 年間となります。</p> <p>本日配布しております資料をご覧ください。</p> <p>スライド説明</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、関係委員の補足説明をお願いします。</p>
<p>2 番委員</p>	<p>議案 50 号、整理番号 1 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 2 年 1 2 月 1 5 日午前 1 0 時 2 0 分頃から、北部地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p>

2 番 委 員	<p>申請人は市内の建設業に勤めている方で、申請地そばに自宅がありましたが、自宅への進入路が狭いことから進入路の拡張を計画しているとのことでありました。</p> <p>申請地は、現在、耕作しておらず、保全管理された農地でした。雨水については、自然流下及び水路への放流としており、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われまます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
7 番 委 員	<p>議案 50 号、整理番号 2 番の補足説明を行ないます。</p> <p>この案件は、今月ではなく、先月、申請がなされておりましたが、申請者及び事務局で申請内容等を確認しているなかで、総会前までに不備がある部分について訂正が間に合わなければ、翌月の審議にすることで現地立会の折説明があっておりました。その関係から、今月、審議することとなった案件であります。それでは、補足説明を行ないます。</p> <p>令和 2 年 1 1 月 1 6 日午後 4 時頃から、生月地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請人は市外で農業を手がけている法人で、平戸市内に営農型太陽光発電設備の設置を計画しているとのことでありました。</p> <p>申請地は、現在、耕作されておらず、原野化し荒廃している状態でありました。営農型太陽光発電設備ということで下部での営農を別の法人が行なうとのこと。また、作付けについては、ブルーベリー及びきくらの栽培を行なうとの説明がありました。</p> <p>周囲の耕作者にも説明を行ない、かつ、御崎地区にも了承を得ているとのことでありました。また、荒廃農地の再生にも繋がる部分もありますし、いい方向に向かって頂ければと思うところであります。</p> <p>雨水については、自然流下及び水路への放流としており、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われまます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
4 番 委 員	<p>2 番の案件について、営農型にした理由は何か。転用ではできなかったのか。</p>
事 務 局	<p>周辺全部が、農振農用地になっており、転用ができない。基盤整備を行っているが、組合はすでに解散しているので、地元の同意をもらって申請している。</p>
4 番 委 員	<p>営農型として認められるのか。</p>
事 務 局	<p>申請にいては、添付書類もそろっているし、営農計画もちゃんとできている。問題はないものと思っている。</p>

6 番委員	2 番について実績は。ブルーベリーは水が必要と思われるが水の計画は
事務局	飯塚市で経営実績あります。
会長	他にありませんか、それでは質疑を終結し採決に入ります。 議案第 50 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第 50 号について、原案のとおり決定いたします。
	《議案第 51 号 非農地通知申出について》
	次に、議案第 51 号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明を求めます。
事務局	議案書 5 - 1 ページをお願いします。 整理番号 1 番 申出人は記載のとおり、申出を受けた土地について、大野町字柴山、地目は畑で、地積 26 m ² 、外 1 筆、計 171 m ² 、現況としましては、原野化している状態でした。
	スライド説明
	以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
会長	事務局の提案説明が終わりましたので、関係委員の補足説明をお願いします。
2 番委員	議案 51 号整理番号 1 番の補足説明を行ないます。 令和 2 年 1 2 月 1 5 日午前 1 0 時頃から、北部地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。 申請地は、周囲を道路及び宅地などに囲まれており、国土調査が行われていないために、境界がはっきりとしないため、事前に事務局が調査を行ない、字図を確認した上で、調査を行ないましたが、申請地のほとんどが、法面であり、写真で見ていただいたとおり耕作できる状態ではありませんでした。 ご審議のほど、よろしく申し上げます。
会長	ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

4 番委員	道路の法面のように感じるが、登記は本人が行うのか。
事務局	申請地につきましては、建設課に確認しましたが、国土調査が終わっておらず、所有者との協議ではっきりした境界というものが確定できていないということでした。そのために、市として登記はできない状況だということでした。
会長	他にありませんか。 (質疑なし) 質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 51 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第 51 号について、原案のとおり決定いたします。
	<p>《議案第 52 号 第 9 回農用地利用集積計画（案）について》</p> <p>次に、議案第 52 号「第 9 回農用地利用集積計画(案)」について、議事参与の関係がありますので、議事参与以外の分から説明をお願いします。</p> <p>議案中、14 番を除いた分について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番から 13 番までについて説明いたします。</p> <p>議案の説明は 6 ページになります。6 - 1 ページ上段をお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定になります。</p> <p>整理番号 1 番。</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。利用権を設定する土地、早福町字丸木場、現況地目「田」、面積 515 m² 外 1 筆 計 1,096 m²。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 2 番についてはご一読をお願いします。</p> <p>合計 新規 2 件 3 筆 2,077 m²となっています。</p> <p>つづきまして、議案書 6 - 1 ページ下段をお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構による賃借権を設定した土地の貸借になります。</p> <p>整理番号 3 番。</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。利用権を設定する土地、大石脇町 字熊黒、現況地目「田」、面積 3,510 m²外 2 筆 計 4,067 m²。設定する利用権につ</p>

事務局	<p>いては、記載のとおりです。</p> <p>合計 新規 1 件 筆数 3 筆 面積 4,067 m²。となっています。</p> <p>つづきまして、議案書 6 - 2 ページをお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は農地中間管理機構による使用貸借権を設定した土地の貸借になります。</p> <p>整理番号 4 番。</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。利用権を設定する土地、迎紐差町 字岡ノ崎。現況地目「田」、面積 1,040 m²。 外 10 筆 計 14,387 m²。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>小計 再設定 3 件 筆数 14 筆 面積 18,074 m²となっています。</p> <p>つづきまして、議案書 6 - 3 ページをお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた貸借権を設定した土地の貸借になります。</p> <p>整理番号 7 番</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。利用権を設定する土地、生月町 南免 字北隠れ。現況地目「田」、面積 667 m² 外 3 筆 計 1,486 m²。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 8 番から 10 番につづきましてはご一読をお願いします。</p> <p>合計 新規 4 件 筆数 12 筆 面積 12,828 m²となっています。</p> <p>つづきまして、議案書 6 - 4 ページをお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた貸借権を設定した土地の貸借になります。</p> <p>整理番号 11 番</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。利用権を設定する土地、田平町福崎免 字北野畑。現況地目「畑」、面積 1,214 m² 外 2 筆 計 4,748 m²。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 12 番から 13 番につづきましてはご一読をお願いします。</p> <p>合計 新規 3 件 筆数 6 筆 面積 7,900 m²。となっています。</p> <p>集積計画の説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を集結し採決に入ります。</p> <p>議案第 52 号中、14 番を除いた分について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 52 号中、14 番を除いた分について、原案のとおり決定いたします。</p>

	<p>次に同議案中 14 番を議題とします。この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」規定に基づき、農業委員「1 番 蜜山 隆満」委員の退席を求めます。</p> <p>「蜜山委員退席」</p> <p>それでは、同議案中 14 番について事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号 14 番について説明いたします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた賃借権を設定した土地の貸借になります。</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。利用権を設定する土地、生月町里免字松本。現況地目「田」、面積 1,676 m²。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>合計 新規 1 件 筆数 1 筆 面積 1,676 m²となっています。</p> <p>農地バンクを通じた賃借権の設定全体では、合計 新規 4 件 筆数 7 筆 面積 9,567 m²となっています。</p> <p>集積計画の説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 52 号中 14 番について原案のとおり許可することで決定することでご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 52 号中 14 番について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは、「1 番 蜜山 隆満」委員の入場を求めます。</p> <p>「蜜山委員入場」</p> <p>《議案第 53 号 第 5 回農用地利用配分計画（案）に対する意見について》</p> <p>次に、議案第 53 号「第 5 回農用地利用配分計画(案)に対する意見」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 7 - 1 ページをお願いします。</p> <p>設定する利用権の種類については、農地中間管理事業にかかる賃借</p>

事務局	<p>権になります。</p> <p>整理番号 1 番。貸付人及び借受人については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、大石脇町 字熊黒、現況地目「田」、面積 3,510 m² 外 2 筆 面積計 4,067 m²。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 2 番についてはご一読をお願いします。</p> <p>合計、新規 2 件 4 筆 面積 4,908 m²となります。</p> <p>つづきまして 7 - 2 ページをお願いします。</p> <p>設定する利用権の種類については、農地中間管理事業にかかる使用貸借権になります。</p> <p>整理番号 3 番。貸付人及び借受人については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、迎紐差町 字岡ノ崎、現況地目「田」、面積 1,040 m² 外 7 筆 面積計 11,792 m²</p> <p>設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 2 番から 5 番につきましてはご一読をお願いします。</p> <p>合計、再設定 3 件 14 筆 面積 18,074 m²となります。</p> <p>説明は以上になります。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を集結し採決に入ります。</p> <p>議案第 53 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 53 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 54 号 勧告対象候補農地の判断について》</p> <p>次に「議案第 54 号 勧告対象候補農地の判断」について事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 8 - 1 ページをお願いします。</p> <p>資料勧告対象候補農地の現地確認結果一覧表に基づき説明をいたします。この 10 件につきましては、担当委員及び事務局で確認した結果、耕作には不向きであることから今回対象候補農地から除外することにしましたものです。</p> <p>スライド説明</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>

会長	ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。
4 番委員	耕作地の中にある対象候補農地については、基盤整備をするようにしたらどうか。全体で 5 ha になれば、市担当課と協議しては？
事務局	今、委員さんがお話しした内容のように、もし、個人ではできないが機構等を利用することでできる事業などの内容も含めて農林課に聞き合せてみる。
事務局	市内で農地中間管理事業を活用し基盤整備しているところがある。一昨年、県、市と協議を行ない、農地中間管理事業を活用した基盤整備を推進できるような地域はないかなどの協議を行なった経緯がある。実現できるかどうかは別として候補地等について情報提供を行なう。
6 番委員	釜田川水系など事業採択されつつある基盤整備事業がある、同じエリア内で採択できないかなどの情報提供等努力をして頂きたい。
事務局	釜田川地区の基盤整備事業については、1 月早々に会議が開催されるので、その折にも県へ話をしてみる。
会長	他にありませんか (質疑なし)
	それでは、質疑を集結し採決に入ります。 議案第 54 号について、原案のとおり決定することで、みなさんご異議ありませんか。
委員一同	(異議なし)
会長	異議なしと認め、議案第 54 号を原案のとおり決定することいたします。
	《報告第 25 号 使用貸借解約通知書について》
	次に、「報告第 25 号 使用貸借解約通知書」について、事務局の報告説明を求めます。
事務局	議案の説明は 9 ページになります。9-1 ページをお願いします。 整理番号 1 番 貸人、借人は記載の通りです。 貸借農地、生月町南免字中渡、現況地目「田」面積 74 m ² 外 1 筆計 123 m ² 。契約内容は備考欄の通りです。 なお解約理由は不整形地及び狭小農地のため耕作が困難であることから解約するものです。 整理番号 2 番についてはご一読をお願いします。解約理由は使用貸借から賃借権へ権利の設定を変更するものです。

<p>会長</p>	<p>報告第 25 号の説明は以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>それでは、質疑を終結し、報告第 25 号を終わります。</p> <p>■日程第 6 閉会</p> <p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし。」</p> <p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。</p> <p>以上をもちまして、平戸市農業委員会第 9 回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。</p> <p>閉会時刻：11 時 00 分</p> <p>議長 _____ 印</p> <p>議事録署名人</p> <p>2 番委員 _____ 印</p> <p>3 番委員 _____ 印</p>
-----------	--

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏 名
平戸北部	19	丸 田 保
	2	岡 村 勝 彦
	17	福 田 延 之
	3	阿 部 榮
	10	梶 屋 可 恵
平戸中部	5	本 山 勝 茂
	18	永 田 守
	9	前 川 一 夫
平戸南部	16	大 山 光 敏
	11	青 崎 日 出 男
	13	山 下 忠 平
生月地区	7	谷 本 雅 嗣
	8	川 村 政 幸
	1	蜜 山 隆 満
田平地区	6	松 本 一 郎
	4	小 川 隆 友
	12	大 山 荒 助
大島地区	15	藤 沢 和 正
	14	松 山 浩 幸